

# 兵庫県公報

令和5年6月9日 金曜日 第420号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

| 告 示   | ページ |
|---|-----|
| ○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）   | 1   |
| ○ 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）  | 1   |
| ○ 非農用地区域に換地する土地の指定（同）   | 2   |
| ○ 同上（同）   | 2   |
| ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設変更許可申請の概要（環境整備課）                                 | 2   |
| ○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）                                  | 3   |
| ○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）  | 3   |
| <b>公 告</b>  |     |
| ○ 寄附者の顕彰（秘書課）   | 4   |
| ○ 随意契約の相手方等の公示（デジタル改革課）   | 4   |
| <b>選挙管理委員会告示</b>  |     |
| ○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正 | 4   |
| <b>教育委員会公告</b>  |     |
| ○ 落札者等の公示   | 5   |

## 告 示

### 兵庫県告示第646号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和5年5月17日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 事業名        | 地区名   | 縦覧の期間                 | 縦覧の場所 |
|------------|-------|-----------------------|-------|
| 農村地域防災減災事業 | 波豆川地区 | 令和5年6月9日から<br>同月29日まで | 三田市役所 |

### 兵庫県告示第647号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和5年5月25日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 事業名        | 地区名   | 縦覧の期間                 | 縦覧の場所   |
|------------|-------|-----------------------|---------|
| 農村地域防災減災事業 | 奥谷池地区 | 令和5年6月9日から<br>同月29日まで | 丹波篠山市役所 |



**兵庫県告示第648号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））岩見構下地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地については、非農用地区域に換地する土地として指定した。

令和5年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 町   | 大字  | 字  | 地番    | 地目 | 用途 | 地積（㎡） |
|-----|-----|----|-------|----|----|-------|
| 太子町 | 岩見構 | 丸町 | 298番1 | 田  | 田  | 500   |



**兵庫県告示第649号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））岩見構下地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地については、非農用地区域に換地する土地として指定した。

令和5年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 町   | 大字  | 字  | 地番    | 地目 | 用途 | 地積（㎡） |
|-----|-----|----|-------|----|----|-------|
| 太子町 | 岩見構 | 丸町 | 311番1 | 田  | 田  | 500   |



**兵庫県告示第650号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第2項において準用する法第15条第4項の規定により、産業廃棄物処理施設変更許可申請書及び生活環境影響調査書を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更にし利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、兵庫県知事に生活環境保全上の見地からの意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び当該申請についての意見を記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県環境部環境整備課に提出すること。

令和5年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

**1 申請書の概要**

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
加古川市西神吉町宮前821番地の74  
札馬砕石工業株式会社

代表取締役 石原昌好

(2) 産業廃棄物処理施設の設置場所

加古川市志方町大澤字北山874番7 外1字13筆

(3) 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号ロ 産業廃棄物の最終処分場(安定型)

(4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有廃棄物を含む。)

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(5) 産業廃棄物処理施設の処理能力

面積 156,162平方メートル

容量 3,501,835立方メートル

(6) 申請年月日

令和5年3月8日

2 縦覧期間

令和5年6月9日(金)から同年7月10日(月)まで

3 縦覧場所

兵庫県環境部環境整備課及び東播磨県民局地域振興室環境課



兵庫県告示第651号

昭和39年兵庫県告示第332号の15(収入証紙売りさばき人の名称等)の一部を次のように改正し、1については令和5年6月9日から、2については令和5年6月19日から適用する。

令和5年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 表一般社団法人兵庫県食品衛生協会の項中

|   |  |           |  |        |   |
|---|--|-----------|--|--------|---|
| 「 |  | 西宮市食品衛生協会 |  | 西宮市江上町 | 」 |
|---|--|-----------|--|--------|---|

を

|   |  |           |  |         |   |
|---|--|-----------|--|---------|---|
| 「 |  | 西宮市食品衛生協会 |  | 西宮市六湛寺町 | 」 |
|---|--|-----------|--|---------|---|

に改める。

2 表株式会社但馬銀行の項中

|   |  |         |  |           |   |
|---|--|---------|--|-----------|---|
| 「 |  | 同 和田山支店 |  | 朝来市和田山町玉置 | 」 |
|---|--|---------|--|-----------|---|

を

|   |  |         |  |           |   |
|---|--|---------|--|-----------|---|
| 「 |  | 同 和田山支店 |  | 朝来市和田山町東谷 | 」 |
|---|--|---------|--|-----------|---|

に改める。



兵庫県告示第652号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和5年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                  | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|---------------------|--------------|--------------|
| 第R04中播位置<br>0010号 | 5.5.26           | 宍粟市山崎町御名字前田154番7の一部 | 6.00         | 31.01        |

公 告

寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

令和5年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 氏名及び住所  
 稲田 和子 大阪府箕面市  
 公益財団法人伊藤文化財団 神戸市灘区  
 木村 文 アメリカ合衆国
- 功績内容  
 兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和5年6月9日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
 行財政情報接続サービス「iJAMP」の提供業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 兵庫県企画部デジタル改革課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日  
 令和5年4月1日
- 随意契約の相手方の名称及び住所  
 株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号
- 随意契約に係る契約金額  
 31,653,600円
- 契約の相手方を決定した手続  
 随意契約
- 随意契約の理由  
 政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年6月9日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

表たつの市の項中

「

|  |                |                |
|--|----------------|----------------|
|  | たつの市かどめふれあい館   | たつの市龍野町上川原98   |
|  | たつの市新宮ふれあい福祉会館 | たつの市新宮町平野111-1 |

」

を

「

|  |                |                |
|--|----------------|----------------|
|  | たつの市新宮ふれあい福祉会館 | たつの市新宮町平野111-1 |
|--|----------------|----------------|

」

に、表高砂市の項中

「

|  |                 |                 |
|--|-----------------|-----------------|
|  | 高砂市文化保健センター中ホール | 高砂市高砂町朝日町1丁目2-1 |
|  | 高砂市総合体育館        | 高砂市米田町島526      |

」

を

「

|  |          |            |
|--|----------|------------|
|  | 高砂市総合体育館 | 高砂市米田町島526 |
|--|----------|------------|

」

に、表新温泉町の項中

「

|  |               |              |
|--|---------------|--------------|
|  | 新温泉町サンシーホール浜坂 | 新温泉町浜坂1903-1 |
|  | 用土ふれあいセンター    | 新温泉町用土131-1  |

」

を

「

|  |               |              |
|--|---------------|--------------|
|  | 新温泉町サンシーホール浜坂 | 新温泉町浜坂1903-1 |
|--|---------------|--------------|

」

に改める。

教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年6月9日

契約担当者

兵庫県立香住高等学校長 田 中 一 範

- 1 落札に係る調達物品及び数量  
兵庫県立香住高等学校実習船「但州丸」 トロールウインチ用ワイヤー 2丸
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立香住高等学校 美方郡香美町香住区矢田40-1
- 3 落札者を決定した日  
令和5年5月25日
- 4 落札者の名称及び住所

西日本ニチモウ株式会社境港営業所 鳥取県境港市栄町67番地

5 落札金額

15,620,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和5年4月11日